

利府町水道事業及び下水道事業低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、利府町建設工事執行規則（平成11年利府町規則第15条。以下「規則」という。）第11条の2に規定する調査基準価格及びその調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(調査基準価格及び失格基準価格)

第3条 調査基準価格及び失格基準価格は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額の範囲内で町長が定める額とする。

(調査)

第4条 入札執行者は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

2 工事を所掌する部署の長は、前項の場合において、最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められるか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるか否かについて調査をするものとする。

(審議)

第5条 工事を所掌する部署の長は、前項の規定による調査の結果について別に定める利府町水道事業及び下水道事業建設工事条件付一般競争入札委員会（以下「委員会」という。）の審議を受けるものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、前条の規定による委員会の審議の結果、最低入札価格によっても最低入札価格者により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められない場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがなく著しく不適当と認められない場合は、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定による委員会の審査の結果、最低入札価格によっても最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当と認められる場合は、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 入札執行者は、前項の規定により、最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 第2項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、第4条から前項までの規定を準用する。

(落札者等に対する通知)

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び入札者に対して入札の結果（別紙様式）を通知するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 入札執行者及び工事を所掌する部署の長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札公告、現場説明及び入札執行の際に次の事項を説明し、周知するものとする。

- （1） 低入札価格調査制度を適用する入札であること。
- （2） 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の失格基準並びに調査及び落札者の決定に関すること。
- （3） 調査基準価格を下回った入札を行った者は、調査に協力すべきこと。

（その他）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。